

事務連絡
令和2年2月25日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課

保護施設（通所事業等に限る。）における感染拡大防止のための
留意点について

保護施設（救護施設通所事業、更生施設通所事業、一時入所、授産施設に限る。以下同じ。）の利用者等（保護施設の利用者及び職員をいう。以下同じ。）に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」や「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」（令和2年2月13日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡）や「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応の徹底について」（令和2年2月23日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡）などでお示ししたところであるが、保護施設における感染拡大を防止する観点から、罹患が確認されない利用者等についても、別紙の点に留意されたい。

保護施設（通所事業等）における感染拡大防止のための留意点

（職員等について）

- 保護施設（救護施設通所事業、更生施設通所事業、一時入所、授産施設に限る。以下同じ。）の職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱が認められる（37.5度以上の発熱をいう。以下同じ。）場合には、出勤を行わないことを徹底する。保護施設にあつては、該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めること。

過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意すること。

ここでいう職員とは、利用者に直接支援を実施する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該施設の全ての職員やボランティア等を含むものとする。

委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には立ち入りを断ること。

- 該当する職員については、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえ、適切な相談及び受診を行うこととする。

- なお、新型コロナウイルス感染症への対応等により一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等については、「新型コロナウイルス感染症に係る保護施設の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）により柔軟な取扱いが可能とされているので留意されたい。

（利用者について）

- 保護施設の通所事業等の実施に当たっては、利用前に本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る取扱いとする。

過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況

が解消した場合であっても、引き続き当該利用者の健康状態に留意すること。

- 発熱により利用を断った利用者については、保護施設から当該利用者を担当する福祉事務所に情報提供を行い、当該福祉事務所は、必要に応じ、施設の職員による居宅等への訪問による生活指導等の実施（以下、「訪問指導」という。）等を検討する。

訪問指導等の提供等を行う場合には、別紙2を踏まえた対応を徹底すること。

- 市区町村や保護施設においては、都道府県や衛生主管部局、地域の保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で福祉事務所や保護施設において必要な対応がとられるように努めるものとする。

居宅を訪問して行う場合の留意点

- 保護施設（訪問指導等を行う場合に限る。以下同じ。）の職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱が認められる（37.5度以上の発熱をいう。以下同じ。）場合には、出勤を行わないことを徹底する。保護施設にあっては、該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めること。

過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意すること。
- 該当する職員については、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（令和2年2月17日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえ、適切な相談及び受診を行うこととする。
- なお、新型コロナウイルス感染症への対応等により一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等については、「新型コロナウイルス感染症に係る保護施設の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）により柔軟な取扱いが可能とされているので留意されたい。
- 訪問指導等を実施する際は、その実施に先立ち、利用者本人・家族又は職員が本人の体温を計測し（可能な限り事前に計測を依頼することが望ましい）、発熱が認められる場合には、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（令和2年2月17日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえた適切な相談及び受診を行うよう促すとともに、実施に当たっては以下の点に留意すること。
 - (1) 訪問指導等を実施する保護施設は、地域の保健所とよく相談した上で、福祉事務所と連携し、実施の必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させて事業の実施を継続すること。
 - (2) 基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。
 - (3) 訪問指導等の実施に当たっては、実施前後における手洗いやうがい、マス

クの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、施設内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

保護施設（通所事業等）の利用者等に
新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について

- 保護施設（救護施設通所事業、更生施設通所事業、一時入所、授産施設に限る。以下同じ。）の利用者等（保護施設の利用者及び職員をいう。以下同じ。）に新型コロナウイルス感染症が発生した場合には、事態に迅速に対処するため、当面の間、下記のと通りの対応とすること。

【発生情報の保護施設への連絡について】

1. 新型コロナウイルス感染症に罹患した利用者等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項の届出を受けた都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」という。）は、本人又は家族の同意を得て、届出を受けた内容について、当該利用者等が利用する保護施設の認可権者（都道府県・指定都市・中核市）に連絡する。
- (※) 連絡を受けた認可権者は、当該保護施設及び措置している福祉事務所と情報を共有する。

【利用停止等の措置及び臨時休業等の判断について】

2. 保護施設は、当該利用者等に対して、治癒するまでの間、利用を避けるよう本人又は家族等に要請するとともに、措置権者である福祉事務所に対して、情報提供を行う。
- また、認可権者及び保護施設は、都道府県等が行う感染経路の特定や濃厚接触者の特定等に協力する。
3. 都道府県等は、主に地域での流行早期の段階に行われる公衆衛生対策の観点からの休業の必要性の有無について判断し、必要であると判断した場合、保護施設に対し、その全部又は一部の休業を要請する。
- また、都道府県等は、感染のおそれがある利用者等について、必要と認める場合には、認可権者を通じて保護施設に対し、実施を避けるよう要請するとともに、措置している福祉事務所に情報提供を行う。
- なお、保護施設における支援等の継続性の観点から、
- ・ 都道府県等からの休業の要請を受けて休業している場合

- ・ 施設の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染するおそれがある場合等、施設での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合

に利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの訪問指導及び支援の提供を行ったと福祉事務所が認める場合には、通常の事業を実施しているものとして、措置費の対象とすること。

【地域住民や家族への情報提供等】

4. 都道府県等は、地域の住民等に対し、正しい理解を得るための必要な情報を提供するとともに、認可権者と連携して、保護施設を通じて、家族等に対しても同様に情報を提供する。

(問い合わせ先)

○厚生労働省社会・援護局保護課

TEL : 03-5253-1111

(内線2824)